

**小諸市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスC実施業務委託  
基本仕様書**

**1 委託業務名**

小諸市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスC実施業務

**2 目的**

小諸市に在住する運動器の機能が低下している又はその恐れのある者等に対し、運動器の機能向上のプログラムを短期集中的に実施することで日常生活の活動を高め、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現の取り組みを支援して、生活の質の向上を目指すことを目的とする。

**3 委託期間**

契約の日から平成31年3月15日

(サービスCプログラム実施期間は、平成30年9月1日から平成31年2月28日とし、その前後に調整期間を設ける。)

**4 履行場所**

小諸市内（受託者自ら小諸市内に1箇所場所を用意し、実施する。)

**5 業務委託料上限額**

一人一回あたり4,000円（送迎及び利用者自己負担額を含む）

**6 委託料の支払い方法**

事業完了後、実績報告に基づく一括払い

**7 実施内容**

受託者は自らが用意した場所において、小諸市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年小諸市告示第102号）に基づき、次のとおり実施する。

(1) 内容

- ① 運動器の機能向上に向けた専門職のアセスメント及び指導
- ② 日常生活行為改善への支援
- ③ 終了後に個別に応じた継続できる運動及び社会活動の場の紹介

(2) 実施の手順

- ① 情報の共有（包括支援センター、委託者、受託者）
- ② サービス担当者会議への出席（開始前）

出席者：本人、家族、ケアマネジャー、受託者、その他必要な者  
利用者へ提供プログラム内容及び手続き等についてケアプラン等に基づき十分に説明のうえ、書面にて同意を得る。

③ 事前アセスメントの実施

④ 個別支援計画の作成、利用者の同意

利用者の介護予防ケアプランにそった個別支援計画を作成し、利用者の同意を得る。また、ケアプランの変更が必要な場合においては、利用者の相談に応じ適切な援助を行うこと。

⑤ サービス開始

利用者の心身状態を常に把握し、安全にプログラムが実施できるよう安全管理体制を整えるとともに、利用者の達成目標への意欲の維持向上を図ること。

⑥ 中間評価（3か月後）

⑦ 地域ケア会議への出席（終了前）

出席者：本人、家族、ケアマネジャー、委託者、受託者、その他必要な者  
業務終了後の活動や社会参加について検討する場とする。なお、個別に応じた、継続可能な運動指導及び地域包括支援センター等との連携による社会活動の場を紹介すること。

⑧ 最終評価・実績報告

(3) 送迎

送迎は受託者の責任において行うこと。（なお、外部委託も可能とするが、道路運送法に基づく一般乗用旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可を受けている者であること。）

(4) 利用料等の請求・受領

利用者の負担割合の確認、自己負担額の請求及び受領の事務処理は受託者が行うこと。

## 8 実施方法

(1) サービス利用期間：6ヶ月間

(2) 実施回数：24回／人（概ね4回／月の目安とする。）

(3) 実施人数：10人（利用者は委託者が指定する者とする。）

(4) 実施時間：1回あたり概ね1時間30分（送迎時間を除く。）

(5) 設備：サービス提供に必要な場所30㎡以上（3㎡×利用定員以上）

他のサービス利用者と空間を分ける。

## 9 人員配置

(1) 管理者 専従1人（本業務の管理上支障がない場合は、同一敷地内の他事業所等

の職務従事者の兼務も可能とする。)

- (2) 個別指導及び個別評価ができる職員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職、健康運動指導士又は介護予防運動指導員と同等の資格を有する者）専従1人以上
- (3) 送迎にかかわる職員 必要数（送迎車に乗車する職員は運転手のみでも可）

## 10 安全管理体制

安全管理マニュアルを作成のうえ、安全管理に細心の注意を払うこと。万一不測の事態が生じた場合は、すみやかに適切な処置を行い、委託者に報告すること。

## 11 評価に関する条件

受託者は事業実施前後における評価を実施し、ケアマネジメント担当者及び委託者へ報告を行う。下記の項目については必須項目とし、下記以外に必要と判断する項目については追加を認める。利用者にもフィードバックする

（個別評価項目）

握力、開眼片足立ち時間、TUG、5m歩行時間（通常・最大）、主観的健康観・主観的な心身状況（例：ロコモ25）、基礎データ（血圧・脈・体温・身長・体重・BMI）（生活行為目標）

利用者ごと具体的な生活行為を目標として設定

## 12 記録の整備

受託者は利用者又は家族からの相談体制を整えとともに、必要な記録を整備し保存すること。また事故及び苦情等については、すみやかに委託者に報告すること。

## 13 個人情報の保護

受託者は、提供を受けた個人情報及び事業を行うにあたり知り得た秘密を他に漏らしてはいけない。事業実施終了後においても同様とする。

## 14 その他

- (1) その他厚生労働省ホームページに記載されている「介護予防マニュアル改訂版」及び厚生労働省の委託により「運動器の機能向上についての研究班」が作成した「運動器の機能向上マニュアル」を参照すること
- (2) 受託者の責めに帰すべき理由により委託者に損害を与えた場合、又は利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、受託者の責任において補償すること。
- (3) 役割分担については、地域包括支援センターはアセスメント、課題の整理、ケ

アマネジメント、委託者は、地域ケア会議の開催を担うものとする。また、受託者は自ら地域包括支援センターとの連携体制を整備し、密な連絡調整を図ること。